## 会 議 録

会	議	の名	称	第4回(仮称)枚方市手話言語条例策定審議会
開	催	Ħ	時	令和2年12月1日(火) 18時00分から20時00分まで
開	催	場	所	枚方市役所 別館4階 第3・4委員会室
出		席	者	小寺会長、東副会長、今堀委員、石川委員、川元委員、山田委員、 若槻委員、森本委員、前田委員、島田委員 (事務局)山崎健康福祉部長、服部地域健康福祉室長、三谷障害福祉(生活支援)担当課長、藤本障害福祉(総務・事業)担当課長、 久保課長代理、峻課長代理、山元係長、上原職員
欠		席	者	中井委員
案		件	名	1. (仮称) 枚方市手話言語条例 (事務局 素案3) について 2. その他
提出名	出され	た資料等	等の 称	資料1 (仮称) 手話言語条例(事務局 素案3) 資料2 (仮称) 枚方市手話言語条例対照表(素案3/素案2/素案) 資料3 令和2年11月20日の事前学習会での確認事項
決	定	事	項	
		、非公開		公開
		公表、非生 十公表の理		公表
傍	聴	者の	数	10人
所 (	管事	部 務 局	署)	障害福祉担当

会長

それでは定刻になりましたので、ただいまから第4回(仮称)枚方市手話言 語条例策定審議会を開催いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきま して、ありがとうございます。

では、早速ではございますが、本日の案件といたしましては、事務局からの 素案についての1件です。事務局からの説明を受けた後、皆様方から活発なご 意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は、今月16日からの市民意見聴取への素案をまとめることとなりますので、限られた時間ではございますが、委員の皆様には活発なご意見をいただくとともに、審議会としての意見をまとめることへのご協力をお願いいたします。

では、案件に入る前に、この会議は公開となっておりますので、本日の傍聴 希望者がおられる場合は、これを許可いたします。

## (傍聴者入場)

それでは、早速案件に移りたいと思います。

案件1といたしまして、(仮称) 枚方市手話言語条例(事務局素案) について、事務局からご説明をお願いいたしたいと思います。

事務局 説明に入る前に、本日お配りしている資料についてご確認をお願いいたします。

まず、資料1は、事務局素案3でございます。前回の審議会において、事務局素案へのご意見をいただき、また事前学習会においてお示しした素案2についてのご意見と、また庁内においても検討を行った上で、本日お示ししております。

次に、資料2は、事務局素案の新旧対照表でございます。

次に、資料3でございますが、11月20日の事前学習会において、事務局として確認をしていただきました事項についてまとめたものでございます。

それと、事前にA委員からお預かりしていた文書と、本日B委員のほうから 出されております文書になります。

よろしいでしょうか。

それでは、素案3について、ご説明させていただきます。

資料1の事務局素案3と、資料2の対照表の両方を見る形でお願いいたします。

まず、前回の審議会におきまして、委員からご意見がございました。

手話は、ろう者がつくり出したコミュニケーション手段であることや、ろう者の方の不便や不安などの思いについては、条文に掲げられないものなので、前文のほうに書き込むことといたしました。

まず、前文のほうを読ませていただきます。

「手話は、文法体系を持ち、音声ではなく手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現をする言語であり、ろう者が自ら工夫してつくり上げた情報の獲得とコミュニケーション手段であり、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として欠かすことができない重要なものになっています。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことから、ろう者は十分なコミュニケーションや必要な情報を得ることができず、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきました。

こうした中で、平成18年の国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、我が国では、平成23年8月には障害者基本法において、手話は言語として位置づけられました。

市は、市民及び事業者が「手話が言語である」ことを認識し、手話に対する 理解を深め、手話により相互にコミュニケーションを図ることができるよう、 手話への理解と手話の普及を促進し、ろう者はもとより、障害がある人もない 人も全ての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら心豊かに地域の中で自立 して生活し、あらゆる社会生活に参加し、生き生きと活動できる社会の実現を 目指して、この条例を制定するものです。」といたしました。

次に、目的ですが、前回にご指摘がございました、手話及びろう者への理解 の表現について修正を行いました。

「この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解とろう者への理解の促進についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及とろう者の社会参加の促進を図るための総合的かつ計画的な施策を推進し、もって、全ての市民が互いに支え合い、また尊重し合いながら安心して心豊かに共生する地域社会の実現を目的とする。」としました。

次の用語の定義につきましては、内容は変えていませんが、字句や表現を修 正したものでございます。

次、基本理念は、目的同様の修正を行い、「手話への理解及び手話の普及の 促進は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを 図る権利を有することを前提とし、ろう者はもとより、全ての市民が相互に人 格と個性を尊重し合うことを基本として行わなければならない。」といたしま した。

次に、市の責務についても、目的と同様の修正を行うとともに、各項の修正 を行いました。

また、3項については、分けたほうがいいのではないかというご意見もございましたので、3項と4項に分けました。読ませていただきます。

「市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という)にのっとり、 手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、ろう者の社会参加の促進 を図るものとする。

- 2、市は、学校を初め、様々な学びの場の機会を捉え、手話への理解とろう 者への理解の促進を図るものとする。
- 3、市は、ろう者、手話通訳者等と協力して、市民が手話を学ぶ機会を確保 するものとする。
- 4、市は、ろう者が乳幼児期から保護者等とともに手話に親しむことができるよう支援するものとする。
- 5、市は、市民や事業者が手話への理解とろう者への理解を深める取り組みを支援するものとする。」

次、手話に関する施策という言葉に変更いたしております。読ませていただ きます。

「市民は、基本理念にのっとり、手話への理解とろう者への理解を深め、手話に関する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整えるよう努めるものとする。」 次の条文も文言修正を行いました。

「市は、手話に関する施策の推進に当たっては、ろう者及び関係機関等から 意見を聞くものとする。」

次の条文も文言修正になります。

「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長 が定める。」

条文は、以上でございます。

また、この条例の名称につきましては、今回この審議会でご意見をいただく ことになるのですが、市民の皆さん、子どもから大人まで、皆さんに分かりや すいよう、できましたら抽象的な表現ではなく、一般的な表現を使っていただ けるのが望ましいのではないかと考えております。

また、使用する漢字につきましても、常用漢字が望ましいと考えております。

この条例は、全ての市民に、手話は言語であることをまず知っていただきたいものですので、できるだけ分かりやすいものとなりますよう、委員の皆様のご意見をよろしくお願いいたします。

素案3についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長はい、ありがとうございました。

そうしましたら、何人かの方から資料も出てますので、それも合わせて、今 の事務局案に対するご意見、ご質問をお願いいたしたいと思います。 A委員 皆さん、こんばんは。よろしくお願いします。

この手話言語条例策定審議会、残念ですが、今日で最後になるんです。そし て先ほど事務局から説明がありましたけれども、前文にいいことを書いてくれ たと思うんですけれども、前文の、障害がある人もない人も全ての市民が互い に支え合い、尊重し合いながら心豊かに地域の中で自立して生活し、あらゆる 社会生活に参加し、生き生きと活動できる社会の実現を目指して、この条例を 制定するものです。これは全く賛成です。何でこんないいことを書いてるの に、市の責務は抜けているのか理解できないです。僕はたしか1回目のとき に、資料として渡したと思うんですけれども、まず、通訳を置いてほしい。そ のことはすごく1回目、2回目、3回目、勉強会で言っていたのに、完全に無 視されている。無視するいうことは、僕の立場でいうと、差別なんです。当事 者という立場で一生懸命言っています。その意見を、市の責務のどこにも載っ ていない。あくまでも支えるとか、支援しますとか、市の立場を抜きにして発 言しているだけ。別にこれは反対ではありません。今の役所の職員、手話がで きる人を置くべき、それは絶対必要だと思うんです。それは最初から僕は言っ てたと思うんですけれども、それを省かれる理由は何なんですか。これはろう あ者差別ですよ。ろうあ者を完全に無視してるんですよ。むしろゼロとは言い ませんよ。ただ事務局案はですね、これは決まってしまうと、いわゆる諸刃の 剣っていいますか。そうなる恐れはあるんですよ。

皆さんに説明したとおり、僕も24年間役所で働いてたんです。役所の職員、ほとんど真面目な人ですよ。ただ真面目な人ですけれども、やはり文章にこだわってしまう。だからこういう条例ができてしまうと、ここに書いていない、例えば病院に対して通訳者をとってほしいと言っているのに、手話言語条例でここには書いていない。そう判断する人が出てくるんです。それは怖いです。ですからこの3案、市の素案の3、そのままのむのは僕は反対です。何故かと言いますと、ここに参加をした僕自身の気持ちは、参加させてくれたろうあ者を裏切ることになるんです。

それで追加案として配らせてもらっていますけれども、市の責務の2ですね。

1 案として、市は、病気や災害時でも、ろうあ者が安心できる手話ができる 職員を配置し、ICTを整備して、社会支援を充実させるものとする。

2案ですけれども、市は、社会支援として、病院をはじめ、全ての公的施設には、手話でコミュニケーションができる職員を配置し、ICTを整備するものとする。

案3、市は、ろうあ者が安心して暮らせるよう、公的施設には手話でコミュニケーションができる職員を配置し、ICTを整備するものとする。

文章はどうでもいいですけれども、1から3、どれかを入れてくれたら、賛成します。この案を省くなら反対です。認めるわけにはいかないと思いますか

ら、委員の皆さんも自分の考えを言っていただいて、いい条例をつくってほし いなあと思いますからよろしくお願いします。

会長はい、ただいまのご意見に関しまして、市の方、何かお考えはありますか。

事務局 ご指摘のように、最初からA委員からはその具体的な施策を入れるようにというご意見は確かにあります。こちらの事務局としましては、そのときからずっとお伝えしているんですけれども、具体の施策をここに書くものではなくて、あくまで手話は言語であるということを市民に周知し、この条例ではそれを周知し、市や市民、事業者それぞれの役割を明記するもの、そういう条例をまずつくり、この理念に基づきまして、具体的な施策については推進していくものと考えております。

A委員 はい、分かりました。市の立場は十分わかるんですよ。そうだけど、策定審議会としては、僕の案の1でも2でも3でもいいですから入れていただいて、 策定審議会の案として答申していただく。その上で、市の判断がある。市の都合があって、それは市の問題だと思うんです。ですから策定審議会として、事務局案3をそのまま認めるいうことは僕は絶対反対というか、のめないです。 ですけれども僕が言った案だとか委員の案を入れていただいて、答申としてまとめていただく。そして市に提出して、市のほうでどう変えるかは市のほうの問題やと僕は思うんです。

C委員 すいません、市の説明なんですけれども、私たち3人、ろうあ者から見ると、意見っていうんでしょうかね、ちょっとかみ合ってないように思います。 我々は納得ができるような説明がほしいんです。

今、A委員が求めました、病院に手話通訳さんを設置するとか、また災害のときにすぐに通訳派遣ができる、でもこの文章の中には載ってないんですよね。条例1なのか2なのか、どこに当てはまるのかをそれを説明してほしい。ここの部分ですよってあったら、我々は分かりやすいけど、そのあたりの説明をお願いいたします。

事務局 繰り返しになりますが、市の責務のところで、第1項目のところで、「基本 理念にのっとり、手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、ろう者 の社会参加の促進を図るものとする」等々のところに入っていると考えており ます。

> この基本理念に基づいた市の責務の中でこれを図っていくなかで、具体的な 施策をするときに生かしていくという形になりますし、また具体的な施策につ きましては、意見聴取などを行い、その条例の理念に基づいて、総合的、計画

的な施策の推進をしていくと考えております。

C委員 先ほどの話なんですけど、「市の基本理念にのっとり、手話への理解、または手話の普及を図るとともに、ろうあ者の社会参加促進を図るものであるとする。」のように書いてありますけれども、手話など理解の普及とろうあ者の社会参加というふうには載ってないです。市のホームページで、手話の動画の導入とか、役所の窓口にタブレットを利用した遠隔手話通訳のサービスとか、手話通訳者確保、また養成に関する施策、夜間に緊急手話通訳派遣の依頼ができるように、ろうあ者に正しく通じる通訳技術の研修も必要です。ろうあ者が社会参加するために必要な施策を市の責務にはっきり明記するべきという意見です。

会長 はい、少しですね、市の責務の中で、手話への理解と手話の普及促進、それとろうあ者の社会参加の促進を図るという、そういう責務を市は考えておられると、そのために手話に関する施策の推進、具体的な事柄については、ろう者及び関係機関などからの意見を聞くものとするということで、具体的なものはそこで話し合って促進していきましょうということ、そのあたりが少し当事者の方からすると、この条例の中にもう少し具体的なものを入れ込んだらどうだということなんですけども、これは少し違うのではないかと。そうすると条例に具体的なものを書いていくと、かなり膨大な条例の中身になっていくということですので、やはりここでは目的をきちんと市の責務として明示して、それを実現するための方法を考えていくということで、関係機関と話し合いながら具体策を話し合って詰めていこうと、提案していただこうというようなところで、何か支障があるのかどうかということを、ちょっと当事者の方にお聞きしたいのですけどね。

A委員 問題があるのが正直で、市のほうには僕はもう47年前から要望を出してるんですよ。担当者は分かりました、検討します。返事はいつもいただいてるんですけれども、現実に何も進展しない。ですから僕個人としては、市の人、正直信じられない。行政の怠慢だと思ってるんです。今日おられる方もね、2、3年たったら皆変わられるんですよ。そしたらこういう話をやりましたって言ったら、分かりました、検討しますというだけで終わってしまう。ですからできるだけ具体的なものを書かないと、この手話言語条例策定審議会を開いた意味がないと思うんです。

会長 いえいえ、分かりますけどね。お気持ちは。ただですね、今の時代では、PDCAといいまして、計画は立て放しにしないと、途中でチェックをかけて、 訂正評価して、次につなげていくというのは、常識になってますのでね。です からその施策を具体化していくときには、多分そういう手法を使われると思うんですね。担当者が変わろうが、行政はもう継続性ですからね。前の人が言ったことは、私は知りませんということにはならないんですね。今は。過去は知りませんよ。今はもう、行政はもう責任は一体的に負うておられると思いますので、このあたりの市の職員体制に対する不信感というのは少し違うのではと。きちんと課題を上げ、そして継続して、それが今年はできなかったけども来年はつないでいこうかとかね、そういう継続性のある積み上げというのか、なかなか人の問題等で、すぐには解決できない問題ですので、そうするとそれは何年かかけてやっていくというようなことになるのではと思います。ですので比較的簡単な施策と、かなり市として重い施策といろいろあると思うんですけども、そのあたりは整理した形で、いわゆる次につないでいくという、そういう仕組みが市ではとっておられないでしょうかね。

事務局

事務引き継ぎの中で、要望やご意見については引き継ぎは行っておりまして、すぐにご要望にお応えできる事項もあれば、検討を重ねながらしているものもございますので、ご指摘の部分は見える形にすぐ解決してないじゃないかということだと思うんですけれども、引き継ぎの中ではきちっとやっていると思います。このたびの意見聴取をした後につきましては、また皆様に見える形で、例えばホームページに載せていくとかいう形はしていきたいとは思いますが、それについてもすぐにお答えできることと、引き続き検討という形になることと、そういうことはございますので、そこはご了承願いたいと思っております。

B委員

私は言語条例が制定されたら、手話が身近になり、ろうあ者が生活しやすくなるという夢や希望を持って、期待して審議会に参加しているが、当事者の思いが反映されず、ただ制定を急いでいるように見える。事務局に意見や要望を事前に渡しているが、それが反映されているとは思えない。忙しく、審議会の意見を反映する素案をつくる時間が取れないなら、3月の制定を延期することも考えてはどうかということです。もし駄目で認められないというようであれば、手話アクションプランを作成して、来年、再来年度でいいから計画をして、きちんとつくらないといけないと、それを申し入れたいと思います。手話アクションプランです。ここの文面には載っていません。自分の考えです。

C委員

今、B委員とA委員がお話しされた内容なんですけれども、何でかというと、聞こえる人の考え方と聞こえない者の考え方の違いがあるわけですね。聞こえないっていうことで、そういうお話をされて、口だけで話されたら分からない。我々はその状態を見える化してほしい。お互いに話し合いをして、ああそうだっていうことが分かるわけなんですけれども、見えない、口だけだと分

からない。もっと話をして、時間をかけて深めて、分からないままではないように、本当に分からないままだと我々は不安なわけです。もっと話し合って解決できるという状況になってほしいのですが、はっきり目で見える形にしてほしいわけです。

A委員

ちょっと話題を変えますが、この4回目の審議会終わった後ですか、12月16 日に意見聴取をやります。広報ひらかたに載っている。このやり方、最初僕は イメージしたのは、市の方と市民が集まって、顔を合わせて意見を聞くのかっ ていったら、そうではなくて、文章を書いてと言われたんです。そうすると、 それは本当にろうあ者のことを分かってるのかと、まず不信に思うんです。聞 こえない市民の立場でいいますと、意見を書く場合は英語で書いて言ってくだ さいっていうてるのと同じなんです。聞こえない人には文章を書くことはもの すごく難しいんです。聞いたことがないことを日本語で書くことはできない。 もちろん途中で聞こえなくなった方はできますよ。生まれたときとか、赤ん坊 のとき聞こえなくなった人はそういうのが一番難しいです。ですから手話を言 語っていう場合は、時間があって、手話で訴えを聞いて、それを意見にすべき だと思っていたんです。そうではなくて、日本文を書いて、入れてくださいと いうのはろうあ者のこと何も分かっていない。そうなるわけですよ。その辺の 苦しさ、手話を普及させ、ろうあ者を理解することを肝心の福祉担当は分かっ ていない。そういう状況なんです。それを皆さん、自覚持っておられるんです か。

副会長

皆さんおっしゃることは、やっぱり当事者の声ということですごく大事だな と思いながら聞かせていただいていました。

私、事前に資料をいただいたときにちょっと気づかなくて、今日事務局さんが読み上げてくださったところで、ちょっと気になる点が一か所ありましたので、私から事務局へ意見というか、述べます。

基本理念のところなんですけれども、3行目のろう者はもとより、全ての市 民がという言葉になっていて、このもとよりという言葉が少し気になりまし た。3行目から4行目。

ろう者はもとより全ての市民がという言葉なんですけど、もとよりという言葉をちょっと今少し調べたら、当然だけれどもというようなニュアンスの意味だということなんですけど、そうするとろう者は当然だけど全ての市民がと、当然そういうことになるんだろうと思うんですけれども、もともとこの手話言語条例、みんなのためにという条例ではもちろんあるんですけど、やっぱりろう者のことを大事にしたいというところからスタートするべきかなと、もとよりという言葉が少し気になるなというふうに。例えばろう者を含めたとか、ろう者及びとか、何かそんな言葉に変えることがもしできるのであればいいのか

もしれないなと、ちょっと私からの意見で述べさせていただきます。

あわせて、先ほどA委員がずっとおっしゃってたのは、医療や災害のことをすごくやっぱり、そういった危機のときにろう者が非常に生活する中で不安感を抱えているということがやっぱりおっしゃっている理由背景にあるのかなというふうに理解をしていまして、具体的な施策として盛り込めないとしても、でもこれ基本理念が前提になるということであれば、例えば何か安心して暮らせるというような言葉だとかが入れば、基本理念に基づいて安心して、例えば手話通訳を確保するとかいう形で、医療の場面でも安心してというような形で引き継げたらいいのかなと思ったりしました。

例えばですけれども、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らせることを基本としてとか、そういう安心して暮らせる生活ということに、もしもそういった言葉が少し入れられるのであれば、基本理念に基づいた市の責務に引き継がれているので、現行案ではですけれども、そういった思いを反映というか、施策に盛り込んでいるという形に見えるかもしれないと思いました。

もちろん、はじめに、安心して心豊かに共生するという言葉が入っているので、既に目的に入っていますというようなお答えかなと想像はしてるんですけれども、基本理念に基づいて市の責務を行うという書き方になっているので、重ねてもし安心という言葉が入れば、具体的な施策の中で災害や医療の部分も反映しているというふうな理解もできるかなと思ったりしましたので、これが私からの希望、先ほどもとよりという言葉と、その安心して暮らせるという言葉がもし入れられるのであればお願いしたいなと。

今、A委員のやっぱり強い思いというものだとか、C委員の思いも聞きながらの提案になります。なかなか遅いので難しいとおっしゃるかもしれないなと思いながらの提案です。

あわせて、それで十分ではないというのがきっと皆さんの目で見て、そういって書いてないからやはり不満だということもあろうかなと思うので、事前学習会でも述べたんですけれども、3年後見直しとか、3年とは言わずでも、見直し規定を附帯決議という形で残していただけると、やはりこの審議会では意見はいろいろ出たんだと。そしてそこのいろんな苦渋の判断の中でぎりぎり出てきた状態なんですと。まだ現在進行形で、これから広げていく条例なんですっていうような意味合いを起こすことができるかなと思いますし、実際に見直しの中で膨らませていける、まずまだ赤ちゃんの状態だけれども、これがいい形に広がっていける条例になればなというように思います。

ちょっと長くなって申し訳ない。以前もお伝えしたんですけれども、障害者 差別解消法をつくるときに、具体的な施策が盛り込まれなかったのですが、そ のときに弁護士会としても、こんな法律要らない、反対するという意見の人も いました。でもどうしようかといったときに、やはり法律があるとないとでは 全然違う。法律があれば、そこからきっかけが広がるし、市民の方とか国民に 伝える、事業者に伝えるきっかけができるということで、やはりつくろう。こ の流れで今つくらないと、もしかしたらずっとつくれないかもしれないという ことで、つくろうということになりました。つくろうというか、つくることに 賛成しようということになりました。実際に、事業者の責務が努力義務に過ぎ ないということで、非常に不満感があったわけなんですけれども、今改正作業 中というふうに伺っていまして、事業者の責務がこれから法的義務に、合理的 配慮の義務ですけれども、法的義務になる方向で今改正作業が現在行われつつ あるらしいんですよね。本当に実際に法律ができれば、次に改正につなげてい けるんですけれども、法律がなければゼロの状態なので、ゼロよりはまずスタ ートラインを切るという意味では、私、A委員の、こんなんだったら反対する というご意見もあったんですけど、個人的にはまずスタートラインに立つとい うことも大事かなというふうに思ってはいます。個人的にはですよ。ただろう 者の意見がなかなか反映されていないというところだとかは、きっちり附帯決 議だとかになるべく配慮を具体的な言葉で残しておけるとよいのかなと思った り、個人的には思っています。

会長はい、ありがとうございます。

私も少しこの審議会が少し回数も少ない。限られた時間ということで、少々いろんなことをお話したいなと思ってもお話できなかったという部分はございます。ですから今、副会長が言われたような附帯決議ということが一つ手かなと。ただ附帯決議だといっても、当事者の方は少し分かりにくいかなと思うので、少し行政から附帯決議の意味、附帯決議をどういう形で入れ込むかどうかは別にして、附帯決議というのが条例とどういう関係があるんかいうことをちょっとかみ砕いてご説明いただいたらと思うんですけども、よろしいでしょうか。

A委員 ちょっと待ってください。すいません。説明していただく前にね、今もう12月1日ですね。いつも12月に入ると、役所は夜間とか土日は頼めない。担当がないわけです。12月の年末年始、長かったら10日ぐらい休んでしまうんです。そういうとき、市は通訳者を依頼する場所がないです。それを何とかしてほしいと言うんですけれども、現状ではこういう状態で。個人的には、僕だったら何も困らない。というのは、頼める通訳者を知ってるんですよ。個人的に頼んで来てもらったら、通訳やってくれるんです。そういう面はいいんですけれども、そういうつてを持っていないろうあ者は差別された状態で置いてるわけです。そういう制度を早くつくってやらなければならないことさえ、行政はまだやっていない。そういう問題がありますから、会長さんとか副会長が言われるのは分かるんですけれども、今一つ信用できない。それは本当にあるんです

よ。ですからこのことを追加として、僕の案を一つでも入れてくれたら賛成しますよ。一歩スタートさせますけれども、事務局案3では信用できない。申し訳ないですけれども、そういう気持ちなんです。

事務局

まずいろいろと意見いただきまして、前回もありましたように、いろんな施策について。この11月27日のその市長の緊急メッセージのときにおいても、手話の動画を出させていただいたり、やってることも幾つかはあるんです。この条例は大きな方向性というか、市の姿勢なり、市民や事業者に対してこういうことをお願いしたいということを書くものになりますので、やってることやできてないことも含めて、細かな施策については書かせていただいていない。改めてご理解いただきたいと思っております。

それと合わせまして、附帯意見ということなんですが、この審議会のほうに 枚方市長から条例をつくるので、いろいろとご意見いただきたいといった形で 諮問させていただきました。それについて、先ほどから申し上げましたよう に、この審議会でご意見いただいた中で一定意見としてまとめていただいた中 で、これらの意見を議論する中で、こういう意見が出たよと、こういう意見も あったよといった形でのご意見ですね、書ききれなかった思い等についても、 そこで意見いただければ、市のほうにその答申、条例案に添えてお返しいただ くと。それらのご意見につきましては、市のほうとしてもそれについての対応 を考えるといった形になりますので、少しまだ分かりやすくかみ砕いては難し いですかね。申し訳ないです。

条例案をいただくときに、この条例案に添えて、審議会の会長から枚方市長あてに文書が出ると。その文書の中に、この審議会でこの条例を策定する、審議する中で、こういった意見も出てたので、これについてもその条例ができたからといって、条例案ができたからといってかまけるというか、何もしないことではなくて、こういう意見が出たことについても継続して考えていきなさいよといった形の文書もついてくるといったイメージでお分かりいただけたでしょうか。

副会長

私、その附帯意見はもちろん大事だと思います。私が言ったのはですね、条例に盛り込む形で検討規定みたいなのを設けて、この条例は施行の日から起算して3年を経過するごとに検討を加えて、必要な措置をさらに講ずるみたいな形に。具体的な、例えばその事業や災害時のことも含めて、具体的に検討するというような、そういったその言葉が入れられるかちょっと分かりませんけど、その3年後に見直しといった、そういう規定も含めて附帯意見という言葉を使ったところでした。合わせて、引き継ぎ事項としてあってもいいのかなというのが私の意見でした。

附帯意見というのは、こういう次第のような、ここに今日はこんなことしま

すみたいな書かれてると思うんですけど、宛先に市長さんを使って、審議会会 長より、この審議会でつくったのはこういう案です。ここの中でこのような意 見が出ましたというところに、市長向けの手紙みたいな感じですかね。例えば 災害だとか医療、それから具体的施策に応じて、計画的な施策に関してもさら に条例に盛り込んでほしいという意見も話し合われたけれども、今回の審議会 としてはこういった案文をつくりました。どうぞご検討くださいって、そんな 感じです。市長向けの手紙の中に、そういった皆さんからのご意見を付するこ とを附帯して、つけ加えるということを、事務局はご検討中だというような理 解ですか。

A委員 3年ごとと言わず、毎年してくださいよ。僕としては毎年やってほしい。

D委員

今の内容からちょっと外れるかもしれませんけども、今は(仮称)枚方市手話言語条例策定とついてますよね。これが終わりましたら、仮称もとれて、策定もとれて、このメンバーじゃなくても常に会議が開かれるのか。市では、協議会、それから審議会という会議がいっぱいあります。年に2回ぐらい。今どうなって、どういう状況で進んでるか。今の現状はこうですっていう会議が、もう民生委員でも、もう何十例というほど、皆役員がそういうとこへ出て、審議会のほうに入ってます。その中でどういうことが今問題になってるかというようなことも話し合いをされてますので、この審議会がこの後、これできあがると終わってしまうのか。それ以降、審議会として残って、年に何回か要望を出したり、困ってることを市のほうにお知らせするというのか、反映してることがどういうことかということがちゃんとお知らせする場をつくっていただいたら、A委員のおっしゃってることもずっと続いて、次のほうにいくのと違うかなと思うんですけど。3年はちょっと長い。最低でも年に2回ぐらいしていかないと。

会長

私の認識は、条例をつくれば、この会は解散という、そういう役割を審議会は担わされているんです。答申までです。市長に答申すると。そのときに少し、私も時間がちょっと少ないのかなという感じがしましたのでね、ですからそのあたりを補完するようなことを市長には述べたいなということで、ある意味、副会長さんも言われたように、少しまだ未熟な条例ということですので、少し成長を見守るというような、そういうようなものも必要なのかなというようなところですかね。ですから市にはいろいろ審議会がございますので、障害福祉専門分科会というのが一番近いのかなと思うんですけども、その中で多分市が事務局になって、様々な施策化とかになれば、そこで検討していかれるのかなというふうには思うんですけども、ただ、今介護保険の事業計画なり、障害福祉計画なりの3年間の具体的な計画が今もう全国一斉につくられてます

ね。そういう中で、枚方市は手話言語条例をつくるということになりますので、そのあたりを計画の中に、特に障害福祉計画の中にどういう形で盛り込んでいかれるのか、そういう検討がなされるのかということを少し、ここの議論がどういうところにつながっていくのかというイメージとして、事務局のほうから分かる範囲で結構ですのでお願いしたいんですけども。

事務局

今、会長のほうから言っていただきましたように、この条例を制定しますということは、今作成しております障害者計画第4次のところに盛り込んでおります。またその進捗管理についても、その障害者計画の中で、しっかり管理を行っていこうと考えております。おっしゃるように、社会福祉審議会の障害福祉専門分科会がございますので、そちらのほうで総合的、計画的に施策の推進を進捗を管理していく形で考えております。

またここでは、手話に関する施策については、意見聴取会を実施して、そこで出た意見をまた施策のほうにも反映できるような形をとっていきたいと考えております。

A委員

言葉としては分かるんですけどね、反映するという具体的な、正直僕はずっ と47年前から言うてるのに、具体的な例がないです。ずっとありませんけれど も、さっきも言いましたように、夜間通訳を呼べない、どうしていいか、簡単 なことなんですよ。役所に行っても手話が分かる職員がいない。何人かの人は いてるのです。そしてこの間、去年だったか、タブレット端末を3台置いてい ただいたと言われるんですけれども、あれは庁内に置いてるだけなんです。使 用回数が少ないとか言うんですけれども、庁内だったら通訳はいない。使用回 数が少ないからと言われてるが、わざわざしゃべらないでメモを書いて、タブ レット端末を使わせてくださいと頼んだのに、親切な職員は通訳者を呼ぶんで すよ。使用回数は増えるわけはない。そんなことをやって何を進めてるかと思 うんですよ。本庁に置く。津田のほうにも置く。市立病院に置く。初めてタブ レットの便利さが分かるんですよ。今、中国発の新型コロナウイルスとかで、 今はリモート会議とか学習とかそういうのだって広まってきた。役所もすぐ取 り入れてほしい。そういうことなんです。それをやると言ってくれたら納得し ますけど、そう言わず、意見を反映しますって、何を反映するのかさっぱり分 かりません。

事務局

以前にもご説明したとは思うんですけれども、今おっしゃられた新型コロナのことがあって、通訳者の方ともご相談した上で、緊急時に病院に行く、派遣の分につきましては、枚方市の通訳者の方とご相談した上でタブレット端末を持ち出した形で、病院の協力も得た上で遠隔手話を実施しております。それにつきましては、今後は取り組みの中で遠隔手話通訳については拡充できるよう

な方向で取り組みたいとは考えております。今すぐに答えがないじゃないかと 言われてますが、3支所につきましては、タブレット端末置くような形で手話 通訳協会さんにご協力いただきまして、遠隔手話を実施させていただいており ます。

A委員 何でもっと公表しないんですか。頑張ってるというのは、堂々と公表したら いいんですよ。

事務局 3支所にタブレットを置いてることについては、あとで説明するとして。手 話通訳協会さんにご協力いただいておりますということでございます。このことについては、すいません、多分第1回か第2回目のときに皆さんにお伝えしたとは思っているんですけれども、確かになかなかPRができてないよというのはいろいろな方からもご指摘いただいておりまして、今その中でポスターでもつくろうかと言っているところでございます。

まだすぐにはできておりません。小さいポスターはできてるんですけど、そうじゃなくて、皆さんに来ていただいて使っていただきたいので、支援センターとかに今配れるようにしようと思って準備をしているところですが、まだできあがってございません。申し訳ございません。

PRが枚方市さん、どちらかというと奥ゆかしいということが今何となく感 副会長 じますんで、B委員から啓発パンフレットをつくりますかとか、条例制定記念 イベントをやりますかというようなご意見もいただいています。条例はするこ とが大事ではなくて、使えることが大事なので、前回の学習会でも述べたんで すけれども、知ってもらうためのPR活動、これが一番大事だと思います。そ の中で医療機関にも、ああそうか、こういった条例があるのかと理解していた だく、市立病院ももちろん、そうじゃない病院も含めてですけれども、ああ条 例ができた、私たちも頑張らないと事業者の責務って書いてあるということで 理解していただく。いろんな、別に公共施設に限らずですけど、公共施設が特 に率先して頑張る。それ以外の、例えば京阪百貨店だとか、いろんな小さいも のも含めてですけど、いろんなところがこの条例を知る。知って、自分のとこ ろでタブレット端末を用意しようとしてもいいと思うんですよ。市が提供して くれたら、それもいいし、だからこの条例をPRする活動は本当に大事だろう と思っています。このことを先ほどの奥ゆかしさを踏まえて、この審議会に参 加している方も含めて、それから当事者団体の方も、ぜひいろんな知恵を集め て、事務局さんにはちょっと大変そうかもしれないんですけど、こんなことを やったらどうかとか、B委員の提案のところ、私もとってもすごくいいなと思 いますし、そういったことも含めて、ぜひこの条例を知ってもらうということ に対して、ぜひ事務局さんも、今後市を挙げて本気で取り組んでいただけると

よいのかなと、これも市長さんへの文書に添えていただきたいなというように 思いました。

A委員

とにかく審議会は、今回が最後なんです。市長に対する意見を出す。それは誰がつくるんですか。どうして相談するんですか。配ってしまうんです。市長への意見、毎年やってるんです。市長さんも忙しいし、いちいち答える立場にいないから、結局担当の方が答えるんですけれども、正直何も進んでいない。残念ですけれども。それをどうしたらいいかと思って、今回、手話言語条例をつくっていただけると期待したんです。ですけど具体的なことを載せない。意見は聞いて反映させるとか言われても、ますます信用できないです。事務局案3そのまま出されると、これを使われる心配があるんですよ。書いてありませんと言われると、僕は要望を出す立場ですけど何もできない。利用されるだけ、恐れているんですよ。ですから3年間毎年その確認するような場所をつくってくれるなら、まあいいかなという気はしますけれども、この審議会はこれで解散、言語条例の中身は事務局案3でやりますって、それだけは反対。

もうそういう時間はないですか。僕が出した追加案を入れてもらえれば賛成 しますから、何とかなりませんか。

E委員

今さらなんですけども、やっぱりろうあ者の方が目で見て分かるような言葉であったり、文章、そこに安心感を求めておられるということを、毎回毎回ずっとおっしゃっていて、今回の素案の3というふうな形が出来上がってきてるんですけども、もとに戻るみたいなんですけれども、大東市であったり、堺であったり、鳥取であったりすると、その文章というのが私でも見て分かりやすいし、ろうあ者の方も見ても分かりやすい言葉を使っておられるんですね。枚方市の条例案とか見ると、公的言葉が多過ぎて、公的言葉は私らにはちょっと理解、ここに含んでいるからろう者の委員3人がおっしゃってることも、ここに含まれている言葉なんだよって言われても、やはり目で見て確認できない、ぴんとこない、あまりにも含みが大き過ぎてっていう部分であれば、もう少し分かりやすい言葉っていうのもあるのかなって思ったりもするんです。何もその深い意味、広い意味を持った言葉を選ばなくても、誰もが、私でもろう者の委員3人が見ても、ろうあ者が見ても、視覚的に見て分かりやすい言葉もいいのかなって、また改めて思ってしまいました。以上です。

事務局

先ほどもご意見いろいろいただきまして、もっと分かりやすく、もっと平易な言葉で、簡単な言葉でっていうこともありましたので、条例というものについての一つ一つのいわゆる解説を今後つくっていくということで、条例は条例としてこの文体、基本的にはやっぱり法律であったり、条例であったりっていうのは言葉っていうのがどうしても、決め事の中でつくることにはなりますけ

れども、それを分かりやすくかみ砕いて皆さんに知っていただくための逐条解説、一つ一つの条文の意味合いがどういうものなのかと、それがどのようにつながっていくんだということをこれから、これができあがった後でつくっていくと。それをもって皆さんにまた広めていくというようなことではいかがでしょうか。

そして、その意見聴取会ということも開きながら、具体的なその当事者の方の思い、施策、提案、そういったものを出していただく場面というのをつくって、それをしっかりと文字として表して、皆さんに見てもらえるような形にしていくっていう形で、今後進めていく。それが条例の中の意見を聞くという、そういう中身だということで考えていただければ、少し今までのそのなかなか信用できないと言っておられたようなことも含めて、お答えにならないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

A委員

こういう話はですね、第1回目のときに出てもう、すぐ終わったと思うんですけれども、きょうは最後なんですよ。これが終わってしまうと、今言われたことはちゃんとやってもらえるか。あんな意見を言う場をつくってもらっても、きっちりと反映させてもらえるか、保障はないんですよ。だから僕は追加してほしい、もう一度言いますよ。

「市は、病気や災害時でもろう者が安心できるよう、手話ができる職員を配置し、ICT機器等も整備して、社会支援を充実させるものとする。」

2はですよ、「市は、社会支援として、病院を初め、全ての公的施設は手話でコミュニケーションができる職員を配置し、ICT機器等も整備するものとする。」

3、「市は、ろう者が安心して暮らせるように、市立病院や公的施設には手話でコミュニケーションができる職員を配置し、ICT機器等も整備するものとする。」この文章を変えてもらってもいいんですけれども、こういうことを入れてもらえれば、後々聞くことできるんですよ。市の案でいいますと、何々に支援しますとか、するものとする。市が変わろうという意欲は感じられない。そう思うんです。本当にこれが2回目ぐらいやったらいいんですけど、きょうは最後なんです。こういう意見を言うても、市はどう反映してくれるか、どう変えてくれるか、確認するところはないんですよ。

会長さん、副会長さん、すいませんけど、今回本当に時間がないんですね。 ですから、僕の追加案を入れて、あとはもう市のほうにお任せしましょう。それなら僕は構わないと思うんですけれども、審議会、今のままで市に任せるのはどうかと思うんです。ですからぜひ追加するのを認めてほしいなと思うんです。 E委員 A委員の案出されてる文のところで、職員っていう言葉があって、職員を配置ってあるんですけれども、何か職員にこだわっておられるんでしょうか。私からしたら、職員の方を配置しても有給で休まれたり、夏季休暇とかいろいろあるんで、行ってもいらっしゃらないということもたびたびあるかと思うんで

すけど、その辺はどのように感じておられますかと質問したいです。

A委員 市は通訳者を採用するとかになると、やっぱり予算の問題が出るんですよ。 予算もあるから採用してくれるのは僕は何も言わないですけれども、採用して ほしいと要望しても、結局予算の問題だと言うんですね。それで幸いという か、不思議なことに今年は、市は、通訳士の資格を持った職員を採用した、その一般職員として採用してるわけです。通訳者で採用してるわけではない。で すから障害福祉担当だけでなく、役所全部とか、生涯学習センターの職員と か、市立施設の職員ですね、手話ができる職員をとったらいいんですよ。そうすると予算というか、コストの問題はないと思うんです。そういうことで言っているんですよ。そして有給は当然休む場合がある。休んだ職員のかわりできる人がおればいいだけなんです。そういう発想になるんですけど、一つの課に 3人でも4人でも手話ができる職員がおれば何の問題もない。そう思うんですよ。それを手話の普及やと思うんですよ。休んだらどうするかは問題ですけれども、職員はほぼ手話ができる人になると、一番理想といいますか、そういうふうに思うんですけどね。夢かな。

事務局 様々な意見を文章で出してもいただいておりまして、それが条例の案の中に 入っていないことで、審議会では何も意見がなかったというふうに見られてしまう。また、忘れ去られてしまうという心配が市役所に対する不信という言葉 の意味ではないかというふうに思うんですけれども。

この意見を附帯意見として、先ほど入れてはどうかというお話がありましたが、附帯意見として入れるということはきちんと記録として残ります。また、この会議の会議録も公式なものとして残りますし、皆さんにも見ていただく証拠ということにもなりますので、仮に条例の中にないからといって、もう全くなかったもの、審議会としてなかったものということにはならないと思うんですけれども、そういうことでご理解はできないでしょうか。

A委員 附帯記録っていいますか、ちょっと言葉分かりませんでしたけど、附帯した 記録を残しておく。その記録をどうして僕は見ることできるんですか。どんな 文章で書いてるか分からないまま、今言われたこと、はい、そうですかとは言 えない。だから今回第4回で最後いうのがおかしいんですよ。 事務局 どのように入れるのかっていうことですけれども、審議会の会議録は最終的 には公開されるものになりますので、ホームページ等に載せられるものを見て いただくということが可能になると思います。

A委員 ホームページに載せて見せてもらえる。それを僕たちがこういう内容ですよと言ったわけではない。決めるのは市のあなた方でしょ。そうしたら市がつくった素案の3と同じ内容で、これこれって、都合のいいことは載せる。都合の悪いことは省くことできるわけですよ。そういうのは当事者であるろう者の委員3人が言ってることをどこまで載せたかと確認しようがない。そういうことを言ってるのですよ。

事務局 確認のしようがないということについては、今おっしゃられたことがそのまま記録として残ってるかどうかというのは確認してもらうために、ホームページを見ていただくとかということでできるわけです。それがホームページに、今発言されていることがそのまま載っていなければ、言葉悪く言えばだまされた、なかったことにされたっていうことですけれども、そういうことはなくて、今私が発言していることも、A委員が発言していることも会議の記録としてそのまま残っていきますから、そこで確認はできるというふうに思います。

B委員 20日ですね。この前の20日の会議のときに話し合いしました。その内容は僕は分からないです。議事録に載せてもらえれば分かります。自分の発言とか。これを決めたことが分からない。どちらが正しい記録なのか。議事録が正しいのか、この現場だけの発言が正しいのか分かりません。何もなくて、これで決まった、そんな状態ではびっくりしてます。僕違いますよと言う場もないですよね。大切な記録はちゃんと再確認できるように。

事務局 恐れ入ります、審議会の議事録は記録をとらせていただいて、各委員にも一 度事前に見ていただいていると思います。

恐れ入りますが、11月20日につきましては、あくまで事前学習会ということで、そこで何かを決めたとかではなくて、こちらの条例の策定の流れをご説明しながら、またご意見をいただいたということでは反映をさせてもらってますけれども、改めて今日またこうご意見をいただいたこと、この審議会の分につきましてはきちんと記録は載せる形になります。20日のことについては、あくまでその確認をさせていただきましたということで紙は書かせていただきましたけれども、そこで何か決め事をしたわけではなく、確認のためのご説明をさせてもらったことはこういうことですということを書かせていただいたということでご理解いただいたらと思っております。

B委員 決めて、確認したこと、中身は違ってるし、ちょっとおかしいと思います。 前に財政措置の要望をしたわけですけれども、内容が載ってなかったわけで す。そんなこともありました。

事務局 財政のことについてはそのときにもご説明したと思っているのでございますが、こちらとしましては具体的な施策を講じるときには必ず財政措置もされていくわけなんです。ですので繰り返しで申し訳ございませんが、この条例についてはその具体的な細かい施策の一つ一つとか、それに伴う財政措置のことを書くということはしておりませんが、市の責務の中でそれは講じさせていただいていると、ご説明をさせていただいたと思っております。

それで、あと意見聴取のことですけれども、A委員から言ったことがどんな形になってるか見えないというご指摘もございましたので、意見聴取会で出た意見についてはホームページにこういう意見が出ましたっていうことは出していきたいと考えております。ただその結果につきましては、すぐにご意見がありましたから、すぐ対応できかねると、解決しましたとかいうことがあるものと、まだ継続審議ってなるものと、お答えさせてもらって終わりになるものとあるとは思いますけども、そういう形で見える形で公表させていただいていこうと考えております。

- E委員 私もA委員と同じなんですけれども、聞き間違えてたらごめんなさい。附帯 意見っていう言葉を初めて私も聞いたんですけれども、それは条例案について、会長を通して市長に文書を出すっていうお手紙みたいなものだって言って たお話があったかなと思うんですけれども、その手紙の内容を確認したいって いうふうに言ってるんじゃないのかなと思うんですけれども。
- A委員 どういう内容の附帯意見をつけるかって、どこでチェックするのかいうわけです。きょうは最後なんですよ。もう一回審議会やるなら考えますけど、今日が最後、どうするのか。
- 事務局 何回か今日は最後って言われていますが、確かに素案をまとめることについて、ご意見を活発にいただくのは今日でいただきたいとは思っておりますが、第5回目として、答申をいただく会議を、招集させていただきますので、それはまたご協力いただきたいと、後でスケジュールのことはお伝えしようと思っています。よろしくお願いします。

予定では1月には答申をいただきたいと思っておりますので、意見聴取が終わった後、また日程調整を早急にさせてもらいたいと考えております。

それで、附帯意見の案文につきまして、委員の皆様にお示ししますが、最終 的には会長、副会長に一任いただく形になると考えております。 A委員 会長とか副会長、ほかの委員の方、5回目はやるいうことはご存じでした か。

会長答申がありますからね。市長の。スケジュールで説明がありました。

A委員 僕もね、B委員もね、今日が最後と思ってるんです。ところが会長、副会長 はそうではない。これは難しいところ。

副会長条例案を決めることに関しては今日が最後。

条例案について意見聴取を実施する。意見聴取に対して、条例がその案文を前提に附帯決議なり、附帯何とかという形で、市長への手紙を添えて、会長から答申という形で出す。答申の前にもう一度あります。ただ、条例案については今日が最後ということなので、今の確かに事務局案3には、A委員のおっしゃるこの追加分が反映されていないので、そういう意味ではにA委員とってはとても大事な今日が最後という意味だとは思います。

B委員 6月29日から始まり、1、2、3、4、5。最後5回目するということですよね。きょう4で、次は意見聴取があり、その最後に5回目をするっていうことですよね。

議事録にそういうことを載せていただきたいと思うんです。議事録も欲しい し、載せてもほしい。議事録をまだいただいてないんです。20日の議事録もま だいただいてないです。

会長 議事録はできるだけ早めにね、お願いしたいと思います。

事務局 一番最初のときにお渡しした今後のスケジュール案というところでは、多分 回数的に見られたら第4回で終わっている。ただ以前に、1回増やさせていた だきますということを審議会で触れてると思います。答申をいただいて最後と なるんです。意見聴取の後、答申をいただいて最後となるので、皆様には本当 に申し訳ないんですけど、もう一回来ていただきますが、この案に対しての活発なご意見いただくのはやっぱり今日が最後であることには変わりがないので、議論されるのは今日が最後だということには違いありません。審議会自体は、答申をいただきますのでもう一回ございますので、よろしくお願いいたします。

A委員 次、1月の答申ですけど、答申にはどういうことをやるんですか。審議会が つくった答申を市長に出していくのか、事務局がつくった文章をここは形の上 で市長に提出する意味での答申になるんですか。答申というのは、誰が誰に答 えてるのか、ちょっと僕には理解できない。

会長 答申はこの審議会の総意として出すということですので、審議会の総意を市 長に伝えると。ただ議論がいろいろ出ましたので、そのあたりを整理した形で こういうことも留意してくださいという形で、会長名で添えて出すということ になると思います。

> 市長のほうから条例の案を欲しいという諮問があったわけですね。市長のほうから、この審議会に。それに対する答えを1月の中ごろになるんですかね。 そのあたりに、その答えを返すと。条例案として。そのときに、それは今日が 最終的な議論の最終かなというふうに思うんですけども、それに対して。

- A委員 もう一度確認させてもらいますけれど、手話言語条例策定審議会、討議できるのはきょうが最後なんです。そしてまとめた案を市長に答申する。そういうことですね。間違いありませんね。そしたらここでまとめた案というのはどういうような案ですか。
- 会長 そこで、その事務局のほうで整理していただいて、ここにもう一回出しても らうと。最終案として。それでよしとするか否かはここで決めてもらう。 字句の訂正とかそういうのはあるかも分からんけども、骨子に関しては今日 が最後です。
- A委員 そうしましたら、僕は最初から言っているつもりですけれども、追加案とい うのは入れないと言うのですか。

今日出させてもらっていますよ。どれでもいいですから、案の1、2、3、 どれか入れてもらうことはできないですかとお願いしているわけです。

- 会長 それは、私の意見としてはそれは入れるべきではないという考えです。条例 に具体的な施策は。
- A委員 会長は、入れるべきではないと言うが、僕は入れてほしい。採決しか仕方が ないと思います。
- 副会長 A委員にちょっと質問ですけれども、A委員の案は1、2、3とありますけれども、1、2、3、表現の違いというところで、中身はほぼ一緒だと理解している。中身は、私には三つあるように読めます。

一つ目は、手話のできる職員を配置してほしい。二つ目は、病気や災害時もコミュニケーションがとれるようにしてほしい。三つ目は、ICT機器を充実させてほしい。この三つをおっしゃっているように思います。

その手話のできる職員を増やすということが具体的なその施策の中身になります。病気、災害時のコミュニケーション確保も具体的施策になります。それからIT機器っていう言葉も含めて、ICT機器を充実させることも具体的施策になりますということで、事務局が前回、前々回から具体施策はなかなか条例の中には盛り込められないんだということでずっとおっしゃってたところで、それを踏まえて、恐らく今会長さんがおっしゃったようになるのかなという理解をしています。一応の質問と確認という意味で発言させていただきました。

会長 B委員も、この具体策を条例の中に入れ込むべきという、そういうお考えで すかね。

B委員 はい、そうですね。

会長 当事者の方は、より具体的な条例にしてほしいという思いがあるわけですけ ども、少し私は反対の意見です。

E委員 A委員が出している案で、この文章だったらとっても不安なんですね。私としては。例えば案の1になっても、病気や災害時でどうしても安心できる、手話ができる職員を配置したら終わってしまうような気がしてしまって、もう少しそのIT機器と整備して、社会資源を充実させるっていうのも、何か文章的にまとまりがないようにも思えてしまいます。これをつくったからといって、じゃあ職員を配置したから終わりっていうものじゃないと思うんですね。そんな簡単なものじゃないと。もっと深いところ、幅広く使える言葉も載せておかないと、反対に条例でここでくくってしまうと、配置したからというように終わってしまって、手話ができる人といっても、簡単じゃないんです、手話って。私も頑張って二十何年以上手話に毎日毎日関わってて、この程度です。ですので、手話ができる職員をたくさん配置するっていうのは、本当に簡単に配置できないっていうのが、私は思うところです。ですので、反対にこの言葉にしてしまうほうが不安というか、不可能になっちゃうんじゃないかなって思ってしまいます。

F委員 条例ですので、やはり長く続いていくことを念頭において考えなければいけないっていうところになってくると、会長さんがおっしゃったように、具体的なものを入れてしまうと社会情勢が変わったり、何か変化があったときに全く活用できない。例えば今は枚方市民病院です。でもその枚方市民病院がなくなって、あるいは分割して、違う機関になったら使えなくなってしまう。そういうことを考えたときに、ある程度漠然としているかもしれないけれども、大く

くりの話を入れるのが条例じゃないかなというように、私は認識をしています。その面においては、市の責務のところ、ろう者の社会参加の促進、ここは A委員がおっしゃっている具体的な施策をカバーする文言だというように解釈 させていただいたんで、この文言をじゃあ具体的にどのように施策に反映させるかとなると、意見聴取、ここで意見を聴取して、時代に応じた施策を市役所の方にやっていただくというのが本来条例の持つ意味ではないかなというように、私は思っています。

G委員

私の認識の中で、条例というものは、やはりその大きなことをどんと述べて おくというような、簡単に言えばですけど、ことかなとは思います。ただ、今 A委員やB委員、一生懸命おっしゃってくださっていたことについては、私は 本当に共感するところがございます。例えば災害が起こったり、何かご病気に なられたりしたときに、どれほど不安かとか、それは非常によく分かります。 私は小学校で校長をしておりますので、小学校の児童にこういったことを授業 で扱うと、児童は、「全て条例に入れよう」「条例に入れなあかんやろ」って みんな言うと思います。本当に私はそこのところは深く深く共感いたします。 ただ、条例ということですので、やっぱりその性格といいますか、条例で細か い事や具体的な事を入れるのは難しいのではないかなと。ただこのようにA委 員が何十年も言い続けてきたとおっしゃっている部分につきましては、市のほ うとか、それから一般の市民一人一人、私たち教育関係者に非常に責任がある ところだと思っています。ただ、本当にこういうご意見を出されたという、出 してこられた、出さなきゃいけなかったという経緯は、A委員が代表として述 べられていることですが、A委員お一人だけの体験とか、世の中でお一人だけ に起こったことではない。その点について私たちは本当に深く心に刻みつけ て、条例ができた後、どんな施策をしていくか、そこにはきっちりと反映して いかなければならない。もちろんF委員がおっしゃったとおり、時代が変わっ ていけば、今ICTって言ってますけど、分かりませんけど、もっと何かすご いものが出てくるかもしれません。「ICTって、何やこれ」「古い、古い」 というような時代がくるかもしれません。そこはそこで施策を見直して、変え るところは変えていく、そういうふうな扱いをしていかなければならないのか なと、全くの個人の意見ではございますが、そのように思ったところでござい ます。

会長いかがでしょうかね。

あんまりね、当事者の方とね、そうでない方がくっきり別れてしまったらそれは悲劇ですし。何か折衷案みたいなのがあれば、いいですが。僕はそこは附帯決議というか、そこでカバーしていくしかないのかとは思いますけどね。それだけの思いをね、ペーパーにしてくれて、語ってくれたら、その思いを何と

か届けるというのを、そういうことでやりたいなとは思いますけども、いかがでしょうかね。

A委員 ちょっと話題を変えますけどね、この言語条例のネーミングはどうしましょう。皆さんどう考えておられますか。手話言語条例、せっかくつくるんですから、一般市民の方もすぐ分かるっていいますか、興味を持ってくれるといいますか、PRに使えるといいますか、そういう格好いいネーミングがいいと思うんですよ。僕としては、「手話で紡ぐ住み佳い街・枚方市手話言語条例」と出してるんですけれど、ほかの意見はありますか。

B委員さんからもいくつか案、出してますけど、その辺どうしましょう。 ネーミングまで、市の事務局に任すのはどうかと思いますから。

会長 そうですね。今出てるのが、A委員の「手話で紡ぐ住み佳い街・枚方市手話 言語条例」ですね。

B委員も幾つか出しておられましたね。一押し、二押しはどのあたりでしょうか。

B委員 一番は、6番です。

会長明るい未来へ心をつなぐ手話言語条例。

事務局 前回、B委員のほうからいただいた中で、ご意見としては「枚方市明るい未来へ心をつなぐ手話言語条例」と「枚方市手話言語条例」、この2つに絞れるかなというご意見があったのと、あとA委員からは「手話で紡ぐ住み佳い街・枚方市手話言語条例」っていう、この3つの案かなというように、事務局としては認識しているんですけれども、ただ先ほどもちょっと冒頭お願いというか、どうですかねというのが、一般市民の方に広く分かってもらいやすいようにと、先ほどA委員もおっしゃってたんですけれども、そのときにすぐ分かる言葉でなく抽象的な、何かを比喩したような言葉っていうのはなかなかすぐには分かってもらいにくいんではないかな。何か違う言葉ですぐ分かる言葉にできないか、あとその常用漢字ではない漢字につきましては、ちょっと条例とかに使うのには向いておらず、常用漢字にしてもらったほうがいいのではないか、という点はあります。

具体的には、紡ぐはちょっとどちらかといったら、抽象的な表現かなと思います。佳いという字なんですけれども、お名前とかにはよく佳しと使われるんですが、いわゆる常用漢字ではないので、常用漢字か、もしくは平仮名か、何かその一般的に通じやすいお言葉に変えていただけたらどうかなと思っております。

副会長

どちらの3つの案、どれでもいいかなと個人的には思っていたんですけど、 A委員の住み佳いって言葉、私は枚方市民じゃないんですけど、枚方が住み佳い街だといいなということは思ってたんですけど、住み佳いっていう言葉を実は調べたんですね。そうすると、住みよいまちづくり条例っていうのがいろんな町にありまして、住みよいっていう言葉をまちづくりとセットでなってるみたいなんですよ。いろんなこの大阪府でもたしか東大阪市とか、住みよいまちづくり条例という条例は既にあるんです。たくさんのいろんな町に住みよいまちづくり条例があります。枚方は多分ないみたいなんですけど、住みよいっていう言葉がまちづくりにつながっちゃうイメージが多分、住むっていうことと、その町をつくるっていうところがセットになっている用語として、既に様々な条例で使われてる言葉であるということが分かったので、ちょっと住みよいっていう言葉が手話というところをアピールしたい観点からは少しもったいないかなというふうにちょっと思ったところがあります。

E委員

住みよいっていう、副会長さんから意見いただいたんですけれども、ろうあ者はやっぱり住みづらいんですよね。手話がなくて、言葉が通じなくて、コミュニケーションがとれなくて、住みづらいんです、今。だから住みよくしてほしい。住みやすくしてほしい。枚方で幸せに住みやすくしてほしいっていう願いがすごくこもっていて、その気持ちがテーマに選ばれているのかなって思います。

B委員

枚方市の中で、子どもからずっと大人になるまで、子どもが分かる文章がいいと思います。

A委員

僕が出してるネーミングですけどね、手話で紡ぐと漢字が難しいと言われると、紡ぐのは着物なんですよ。他人との関わりをつくる意味を込めてるんですが、漢字が難しいっていうたら平仮名に変えてもいいです。住み佳いの佳いも普通ので構わないんですけどね、手話はこんな表現するんです。紡ぐいうのはこうして関わりをつくる。ほんで住みやすいとか、簡単な表現あるんですけれども、住んで、暮らして、幸せに思える町とか集落ですよ。漢字は難しかったら平仮名に変えてもいいですけれども、本当に住んでよかった町だなと思えるような言語条例にした気持ちを言っているのですけれども、一般の方がそのネーミングを見て、興味を持ってもらえるいう意味で、紡ぐというのは面白いかなと僕は思って出してるんですよ。

会長

そうすると、A委員の案では、紡ぐを平仮名に変えてもいいということです ね。住み佳いの佳いも、平仮名のよい。 A委員 変えても構いません。

会長 どうしましょうかね。これはB委員は6番の「枚方市明るい未来へ心をつな ぐ手話言語条例」というのと、A委員の「手話でつむぐ住みよい街・枚方市手 話言語条例」、この2案に絞って、もう賛否とりましょうか。これは別に遺恨 は残さないでしょう

B委員 市内に手話サークル7か所あるんですけど、そこで意見を集めました。それをまとめて文章にしたのがさっきので、それで6番がいいんじゃないかっていうふうになってます。

会長 E委員が席に戻られたので、今お話ししてたんですけども、2つに絞りまして、A委員の「手話でつむぐ住みよい街・枚方市手話言語条例」、ただしつむぐをね、平仮名でも良いと。住みよいのよいも平仮名でもよいということで、ある意味優しい言葉に変わりました。

それと「明るい未来へ心をつなぐ手話言語条例」、この二つの案が残りまして、もう賛否とろうかということになってるんですけども、よろしいでしょうかね。

そしたら、「手話でつむぐ住みよい街・枚方市手話言語条例」が良いのでは という人、挙手をお願いいたします。

## (賛成者挙手)

1, 2, 3, 4, 5

そしたら、「枚方市明るい未来へ心をつなぐ手話言語条例」がいいんかなという人。

## (賛成者举手)

1、2、3、4。4人。

4対5、1票差ですが。1票差ですね。僅差ですけども。

そうしましたら、A委員の「手話でつむぐ住みよい街・枚方市手話言語条例」として、案といたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

中身なんですけど、どうしましょう。提案事項は附帯事項でいくということでお願いしたいんですけども、よろしいでしょうかね。それもまた議論できる時間はありますので。

事務局 副会長のほうから、先ほど基本理念のところに、安心して暮らせるというよ

うな表現を入れたら、いわゆる当事者の方の不安なところが少しでも払拭されるのではないかというご意見がございましたので、そこについては入れる形で

検討したいと思っております。

会長 2点ね、はい。

いかがでしょうか。この案で、修正もかけて、この案でいって、そして思い は附帯で市長に伝えるということで、最終案としたいですけどもいかがでしょ

うか。よろしいですか。

全委員 よろしいです。

事務局もう一つつけ加えさせていただきます。皆さん、今こうご意見をいただきな

がらつくって、次は市民意見聴取をして、その後また答申をいただいてするんですけど、その後、例規審査といって、法務担当のほうで文書審査がございますので、そこについてはご理解いただきたいと思っております。先ほど申しました、常用漢字といった例規の審査が入りますので、ご理解いただきたいと思

います。

会長中身の意味は変えませんよね。

事務局 はい。

会長ということで、よろしいでしょうか。

そうしましたら、B委員どうぞ。

B委員 先ほどの名前の部分なんですけれど、条例の名前、意見聴取で「手話で住み

よい街」っていうのと、私の意見のほうとどちらがいいか、意見聴取で意見を

とるのはいかがでしょうか。

会長この委員会ではそうだけど、もう少し広いご意見をということで、意見聴取

でどちらがよろしいかいうのはありますか。そういう事例というのは。

意見聴取として出すということですね。

副会長 例えばA委員案が分かりにくいというような意見、それも意見聴取じゃない

ですか。

今日の審議会では、A委員案で決まったということで。

会長よろしいでしょうかね。

ということで、よろしいですか。

B委員 分かりました。

会長 そうしましたら、タイトルも決まり、中身についても一応修正ありますけど も、原案に近い形で了承すると。ただし、市長への附帯意見で少し補完する と。当事者の方の思いを中心に補完するということで、またそれは年明けに見

直したいということでございますので、お願いいたしたいと思います。

今日の案件はこの1つですね。あと何か議論しないといけないことってありましたかね。

事務局 12月16日から、市民意見聴取として、ホームページやフェイスブック、ツイッター等に掲載するほか、支所や生涯学習センターなどに意見箱も設置いたします。多くの方にご意見いただきますように、各団体の方々にもお声がけいた

だいて、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、後日、次回の第5回の審議会の日程調整もお願いいたします。なかなか短い期間での調整になりますので、大変ご迷惑かけますけれども、ご協力のほう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長はい、ありがとうございました。

それでは、本日の議題、全て終了いたしましたので、これでお開きとしたい と思います。

どうも長時間ありがとうございました。